

令和6年第1回五霞町議会定例会会議録

令和6年3月18日（月曜日）午前10時開議

議 事 日 程（第3号）

第 1 諸般の報告

第 2 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 五霞町職員の給与に関する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例及び五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 8号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 五霞町税条例の一部を改正する条例

議案第10号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第12号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第13号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第14号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第15号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第16号 五霞町水道事業給水条例及び五霞町水道事業の布設工事監督者の配置
及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する
条例

議案第17号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を廃止する条例

議案第18号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定について

議案第19号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定について

議案第20号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第8号）

議案第21号 令和5年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和5年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第23号 令和5年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第24号 令和5年度五霞町水道事業会計補正予算（第4号）

議案第25号 令和5年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第26号 令和5年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議案第27号 令和6年度五霞町一般会計予算

議案第28号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計予算

議案第29号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算

議案第30号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計予算

議案第31号 令和6年度五霞町水道事業会計予算

議案第32号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計予算

議案第33号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計予算

（追加日程）

第 1 議案第34号 五霞町副町長の選任同意について

第 2 議案第35号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第9号）

出席議員（10名）

1番 猿 橋 正 男 君

2番 小野寺 宗一郎 君

3番 黛 丈 夫 君

4番 山 本 芳 秀 君

5番 植 竹 美智雄 君

6番 新 井 庫 君

7番 伊 藤 正 子 君

8番 宇 野 進 一 君

9番 鈴 木 喜一郎 君

10番 樋 下 周一郎 君

欠席議員（ 0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	知 久 清 志 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	森 田 恵美子 君	総 務 課 長	鳩 貝 浩 之 君
まちづくり 戦略課長	古 郡 健 司 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	曾 根 正 明 君
都市建設課長	大 橋 勝 君	産業課長兼 農業委員会 事務局長	笈 沼 光 行 君
上下水道課長	園 田 和 則 君	教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり 戦略課副主幹	曾 我 俊 之 君
-----------------	-----------

事務局職員出席者

事 務 局 長	松 村 聖 市	書 記	田 中 孝 平
		書 記	伊 藤 弘 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）おはようございます。
本日の会議を開きます。

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で会議は成立いたします。

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。
傍聴の方はいらっしゃいませんけど、傍聴の皆様をお願いを申し上げます。
本日の本会議は、役場庁舎内へ映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることでもありますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。
また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードへの切り替えをお願いいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

◎委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして、日程第2。それぞれ所管の委員会へ付託いたしました議案について、各委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。
最初に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。
総務文教委員長。

〔総務文教委員長 新井 庫君 登壇〕

○総務文教委員長（新井 庫君）おはようございます。
6番議員の新井です。
総務文教委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、総務文教委員会へ付託されました議案の審査経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日午後1時半から、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第2号から議案第15号及び議案第17号の条例の一部改正及び条例の廃止に関する件、議案第18号の指定管理者の指定に関する件、また、議案第20号から議案第23号の一般会計及び特別会計に係る所管の補正予算に関する件、合計で20件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

議案第2号から議案第15号及び議案第17号の条例の一部改正及び条例の廃止においては、趣旨や効果等について執行部より説明を受け、その後、質疑、審査を実施いたしました。

議案第18号の指定管理者の指定に関する件では、趣旨や指定に関する効果などの説明を受け、審査を実施いたしました。

続きまして、議案第20号から議案第23号の一般会計及び各特別会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容に関し説明を受け、その後、質疑、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました20件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

以上でございます。

○議長（樋下周一郎君）続いて、経済建設委員会委員長の報告を求めます。

鈴木経済建設委員長。

〔経済建設委員長 鈴木喜一郎君 登壇〕

○経済建設委員長（鈴木喜一郎君）おはようございます。

9番議員の鈴木です。

経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、当委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日午前10時から議案説明員として、執行部から町長、副町長、担当課長等の出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第16号の条例の一部改正に関する件、議案第19号の指定管理者の指定に関する件、また、議案第20号、議案第24号、議案第25号、議案第26号の一般会計及び各公営企業会計に係る所管の補正予算に関する件、合計6件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

まず、議案第 16 号の条例の一部改正においては、条例改正の趣旨や改正に伴う効果等について説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

議案第 19 号の指定管理者の指定に関する件では、趣旨や指定に関する効果などの説明を受け、審査を実施いたしました。

続きまして、議案第 20 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号の一般会計及び各公営企業会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性や内容に関し、説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果については、当委員会へ付託されました 6 件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願いを申し上げます。報告といたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）続いて、予算特別委員会委員長より報告願います。

宇野予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長 宇野進一君 登壇〕

○予算特別委員長（宇野進一君）皆さん、おはようございます。

8 番議員の宇野です。

予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る 3 月 4 日の本会議において、予算特別委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3 月 7 日、8 日、12 日の 3 日間、7 日は議長出席のもと委員 8 名、8 日は委員 7 名、12 日については委員 9 名の出席のもと、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第 27 号から議案第 33 号までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の令和 6 年度予算に関する件、合計 7 件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査は、令和 6 年度予算書、予算案の概要、主なる施策の事業概要説明に基づき、予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容などを各担当課長等から説明を受け、その後、質疑、審査を実施しました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました 7 件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、予算審査時の説明にもありましたとおり、歳入面では、町税の確実な賦課、徴収、また、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税などの税外収入の確保、更に、新規開発事業などを推進し、今後の安定的な財源の確保に取り組んでいただきたいと存じます。歳出面

では、常にコスト意識を持ち、真に必要な事業へ選択と集中を図り、住民サービスの低下を招くことなく、限られた予算の有効活用に取り組んでいただきたいと存じます。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださるようお願い申し上げ、報告いたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）以上で、各委員会委員長の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、これより付託案件の採決を行います。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第2号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第3号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第3号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 五霞町職員の給与に関する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第4号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第4号 五霞町職員の給与に関する条例及び五霞町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第5号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例及び五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第6号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例及び五霞町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第7号 五霞町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第8号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第8号 五霞町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 五霞町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第9号 五霞町税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第10号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第11号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第11号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 12 号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 12 号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 13 号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 13 号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 14 号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 14 号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 15 号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。
これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 15 号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 16 号 五霞町水道事業給水条例及び五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 16 号 五霞町水道事業給水条例及び五霞町水道事業の布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 17 号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を廃止する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 17 号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を廃止する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 18 号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定について採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 18 号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 19 号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 19 号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 20 号 令和 5 年度五霞町一般会計補正予算（第 8 号）、議案第 21 号 令和 5 年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 22 号 令和 5 年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 23 号 令和 5 年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 24 号 令和 5 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 4 号）、議案第 25 号 令和 5 年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 26 号 令和 5 年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、各会計補正予算で関連しておりますので、一括して採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号を一括して採決することに決しました。

これより一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 20 号から議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号の令和 5 年度各会計補正予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。

お諮りいたします。

議案第 27 号 令和 6 年度五霞町一般会計予算、議案第 28 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第 29 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 30 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第 31 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計予算、議案第 32 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計予算、議案第 33 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、一括して討論を行い、議案ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号から議案第 33 号までは一括して討論を行い、議案ごとに採決することに決しました。

ここで、議案第 27 号から議案第 33 号までを一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決します。

初めに、議案第 27 号 令和 6 年度五霞町一般会計予算を採決いたします。

議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 27 号 令和 6 年度五霞町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 28 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 28 号 令和 6 年度五霞町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 29 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 29 号 令和 6 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 30 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 30 号 令和 6 年度五霞町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 31 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計予算を採決いたします。

議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 31 号 令和 6 年度五霞町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 32 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計予算を採決いたします。

議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 32 号 令和 6 年度五霞町公共下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 33 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計予算を採決いたします。

議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 33 号 令和 6 年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中、2 階議員控室において議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様並びに町長、副町長、関係課長の皆様もお集まりください。

議会運営委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、議会運営委員以外の議員は、委員会室にて待機をお願いいたします。

休憩 午前 10 時 36 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（樋下周一郎君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎追加議事

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

会議規則第 21 条の規定により議事日程を追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

それでは、事務局より議案書等の配付を行います。

〔追加議案書配付〕

○議長（樋下周一郎君）追加議案につきましては、先ほど開催した議会運営委員会において、運営等について協議されておりますので、御報告申し上げます。

◎議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）それでは、追加日程第 1、議案第 34 号 五霞町副町長の選任同意についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第 34 号について御提案申し上げます。

本件につきましては、私のサポート役として、また、職員個々の政策立案能力の向上、そして、公約で掲げた 5 つの約束の達成に向けリーダー役として、協創のまちづくりを担っていただきたく、令和 6 年 4 月 1 日より新たに副町長を選任するものでございます。

当町では、平成 20 年 4 月 1 日より、副町長として田神文明氏を令和 6 年 3 月 31 日までの 12 年間、本町の行財政改革の推進や職員の職務能力向上の手腕を遺憾なく発揮していただきました。

私が昨年 5 月に就任して約 10 か月となりますが、当町では、人口減少問題をはじめ、公共施設の統合や町有地の利活用、次期開発事業の推進、防災対策、上下水道の広域化など、様々な重要課題が山積しております。これらの課題解決に向け、より一層推進していくため、体制を刷新し、新しい体制のもと、住み続けたい、住んでみたいと思える魅力のあるまちづくり、誇りを持てるまちづくりを実現してまいりたいと考えております。これまで進めてきた歩みを止めず、五霞町の未来を拓いていくために、千思万考の末、この度、茨城県より副町長として土信田法男氏の御推薦をいただくことになりました。

土信田は、現在、茨城県病院局の局長として活躍しており、豊富な行政経験と高度な行政手腕を持ち合わせ、その人柄は大変温厚誠実な方でございます。また、常総市に在住しており、県西地区の状況等にも精通されております。副町長として、その重責を確実に遂行できる能力を備えている人物だと確信しております。

選任への主旨を御理解賜りまして、同意をいただきたく、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 34 号 五霞町副町長の選任同意についてを採決いたします。

議案第 34 号は、原案のとおり選任同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 34 号 五霞町副町長の選任同意については、原案のとおり選任同意されました。

◎土信田法男氏挨拶

○議長（樋下周一郎君）お諮りいたします。

議案第 34 号で選任されました土信田法男氏に選任同意の報告並びに挨拶を賜りたいと存じますので、議場への入場を許可したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、土信田法男氏の入場を許可いたします。

〔土信田法男氏 入場〕

○議長（樋下周一郎君）土信田様に申し上げます。

ただいま、議案第 34 号 五霞町副町長の選任同意については、全議員の賛成により原案のとおり選任同意されましたので、御報告いたします。

土信田様に登壇にて御挨拶をお願いいたします。

〔土信田法男氏 登壇〕

○土信田法男氏 ただいま、副町長として御同意をいただきました土信田法男と申します。一言御挨拶を申し上げます。

このたび、選任の御同意をいただき、私にとって身に余る光栄に存じますとともに、副町長の職責の重さを深く認識し、身の引き締まる思いでございます。

微力ではございますが、37年間の県での行政経験を生かし、知久町長を補佐するとともに、議員の皆様とお話をさせていただきながら五霞町の発展のために全力で取り組んでまいります。

どうか、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

○議長（樋下周一郎君）御挨拶ありがとうございました。

4月からは五霞町副町長として、よろしくお願いいたします。

ここで、退席いただくことになります。

ありがとうございました。

〔土信田法男氏 退場〕

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続いて、追加日程第2、議案第35号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（知久清志君）議案第35号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第9号）について御提案申し上げます。

内容につきましては、町債の元本並びに利子償還金について予算額に不足が生じたことから、追加議案として増額補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）続いて、総務課長の補足説明を願います。

総務課長。

○総務課長（鳩貝浩之君）議案第35号 令和5年度五霞町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明いたします。

このたびの補正予算につきましては、歳入・歳出ともに、今年度における町債償還のために要する費用の不足額を計上したものでございます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,327万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億7,393万4,000円と定め、補正予算の款項の区分及び当該区分ご

との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 8,327 万 1,000 円の増額でございますが、今回の町債償還に要する財源として財政調整基金を繰り入れるものでございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

11 款公債費、1 項 1 目元金 8,122 万 7,000 円並びに 2 目利子 204 万 4,000 円を償還金としてそれぞれ増額するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（樋下周一郎君）以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

議案第 35 号を採決いたします。

議案第 35 号は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛 成 者 起 立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付された議案は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）令和 6 年第 1 回五霞町議会定例会の閉会にあたり、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、15 日間の会期で開催されました。議案として専決処分の承認、人事案件、条例の一部改正や廃止、各会計補正予算が提出され、また、令和6年度予算につきましては、予算特別委員会を設置して審査を行ってまいりました。議員各位の慎重なる審議のもと、本日、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。ここに、厚くお礼を申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において各議員から出されました意見、要望等について御検討いただき、必要に応じて議会への報告をお願い申し上げます。

本定例会会期中における執行部の皆様方の丁寧な議案説明と質疑に対する答弁に対し、厚くお礼申し上げます。

最後になりますが、田神副町長が3月31日をもって御退職となります。茨城県から派遣された期間も含め12年の長きにわたり、五霞町の行政運営に御尽力を賜り、ありがとうございました。議会を代表し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

簡単ではございますが、閉会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（知久清志君）令和6年第1回五霞町町議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月4日より本日まで、15 日間にわたりまして本定例会、執行部からは承認事項2件、追加案件を含む35件の議案を提案させていただきました。

議案につきましては、各常任委員会及び予算特別委員会において慎重なる御審議をいただき、ただいまの本会議におきまして各議案とも原案のとおり御承認賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。追加議案として上げさせていただきました議案につきましても、同意並びに議決を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、議会中に議員から賜りました御指摘、御要望につきましてもしっかりと検討し、今後の町政に生かしてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

皆様方の御厚意に深く感謝申し上げます。

以上でございます。

◎閉会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、令和6年第1回五霞町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前11時25分

